

鹿 児 島 県 公 報

平成26年 3 月 7 日（金）第2988号の 4



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

収 用 委 員 会 告 示

○収用裁決手続開始の決定

(収用委員会取扱い) 1

収 用 委 員 会 告 示

鹿 児 島 県 収 用 委 員 会 告 示 第 3 号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により，裁決手続の開始を次のとおり決定した。

平成26年 3 月 7 日

鹿 児 島 県 収 用 委 員 会

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道3号改築工事（南九州西回り自動車道「川内隈之城道路」新設工事・鹿児島県薩摩川内市小倉町字深谷地内から同市都町字中山地内まで）並びにこれに伴う市道，普通河川及び農業用道路付替工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在，地番，地目及び地積等

土地の所在	地 番	地 目		全体の地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)
		公 簿	現 況	公 簿	実 測		
鹿児島県薩摩川内市宮里町字車田	1961番2	公衆用道路	宅地原野	50	4筆合計の面積 1,685.48	4筆合計の面積 248.77	4筆合計の面積 15.94
	1962番2	公衆用道路		39			
	1967番1	宅地		337.00			
	1968番	田		905			

注1 収用しようとする土地の面積は，実測平面図の13-6，14-1，14-2，14-3，14-4，14-5，14-6，14-7，14-8，14-9，14-10，14-11，14-12，14-13-1，KDA. 1，KDA. 2，KDA. 36，KDA. 37，KDA. 38，KDA. 121を順次結ぶ線内の区域の面積である（実測平面図は，当委員会に備え置く。）。

注2 使用しようとする土地の面積は，実測平面図の14-2，T14-1，T14-2，T14-3，T14-4，T14-5，T14-6，T14-7，T14-8，T14-9，14-13-1，14-12，14-11，14-10，14-9，14-8，14-7，14-6，14-5，14-4，14-3を順次結ぶ線内の区域の面積である（実測平面図は，当委員会に備え置く。）。

注3 実測，収用しようとする土地の面積及び使用しようとする土地の面積は，筆界未定のため，各筆ごとの面積は不明である。

4 土地所有者の氏名及び住所

不明

ただし

1961番 2, 1962番 2 及び1967番 1 の登記名義人
鶴屋久志
鹿児島県薩摩川内市宮里町1967番地 1

又は

1968番の登記名義人
常盤ハル子
鹿児島県鹿児島市唐湊一丁目34番 7 号

又は

1968番の所有権移転仮登記名義人
株式会社リバー・アイランド・ジャパン
東京都新宿区歌舞伎町二丁目32番 4 号

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名, 住所及びその権利の種類
不明

ただし

土地所有者が鶴屋久志の場合
なし

又は

土地所有者が常盤ハル子の場合
株式会社リバー・アイランド・ジャパン
東京都新宿区歌舞伎町二丁目32番 4 号

及び

鶴屋久志
鹿児島県薩摩川内市宮里町1967番地 1

又は

土地所有者が株式会社リバー・アイランド・ジャパンの場合
鶴屋久志
鹿児島県薩摩川内市宮里町1967番地 1

- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成26年 2 月25日